

トータルコンサルティングオフィス

税理士平本事務所ニュース

編集・発行人 税理士 平 本 祐 一

事務所 水戸市宮町 2-3-102
 〒 310-0015 梅善ビル 2・3 階
 TEL 029(226)0865 FAX 029(226)0793
 E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp
<http://hiramoto-office.com/>

税理士の独り言

彼は、表彰台の後ろのトニー・スマスとジョン・カーロスの2人がどんなパフォーマンスをしたのか見ていました。

オーストラリア人ピーター・ノーマン。メキシコオリンピックの200メートル走でアフリカ系アメリカ人の金銀独占を阻む2位になります。2人に同調した表彰式では人権を求めるバッジを3人で着用しました。後ろの2人は星条旗から目を伏せ、黒い手袋をはめて高々と拳を突き上げました。その後のそれぞれの人生は過酷なものでしたが、彼の葬儀の棺の付き添い人はスマスとカーロス。友情は続いていました。

私の書棚より

○日経平均は、日本円の為替レートと外国人投資家の動向が決定している。こんなものが「日本国民の豊かさ」を反映するはずがない。

○現在の日本の失業率低下の主因が「人口構造の変化」によるものであることは疑いない。少子高齢化で生産年齢人口が少なくなれば、必然的に失業率は下がる。

「日本経済 2020 年危機」
三橋貴明著 経営科学出版

税務アンテナ

□法人住民税均等割は法人が欠損であっても納付する税金ですが、資本金等の金額と従業員数に応じて区分されています。

資本金等が1,000万円以下の法人の均等割は、茨城県で22,000円、水戸市で60,000円となり、資本金等が1,000万円超1億円以下の法人の均等割は、茨城県で55,000円、水戸市で156,000円となります。

法人住民税均等割を引き下げるためには、これまで有償減資による方法しか認められていませんでしたが、平成27年4月1日以後開始する事業年度から、一定の書類の添付を条件に、無償減資による欠損補填額を資本金等の額から控除することが認められています。

□基準期間における課税売上高が1,000万円以下である者は、消費税の免税事業者に該当しますが、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超えた場合には、課税事業者となります。

この場合の特定期間とは、個人事業者にあってはその年の前年1月1日から6月30日まで期間、法人にあっては原則としてその事業年度の前事業年度開始の日以後6カ月の期間をいいます。

ただし、特定期間中の課税売上が1,000万円を超えていても、給与等の支払額が1,000万円以下であれば、免税事業者になります。

税務に関するご質問をお受けしております。
お気軽にお問い合わせ下さい。

8月の税務スケジュール

10日	○7月分の源泉所得税の納付 (休日につき11日)
31日	○6月決算法人の確定申告 ○12月決算法人の中間申告 (予定申告) ○9月、12月、2年3月決算法人の消費税中間申告
31日	○8月決算法人の消費税各種選択届出書提出

今月の贈る言葉『勝たんと打つべからず。負けじと打つべきなり』 by 吉田兼好